

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので
公告します。

令和6年4月26日

奈良県知事 山下 真

1. 業務概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 三宅町県有地活用基本構想等作成業務委託 |
| (2) 業務履行場所 | 三宅町石見地内又は奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課が指定する場所 |
| (3) 業務内容 | 三宅町県有地基本構想等作成業務委託公募型プロポーザル実施要項 (以下「実施要項」という。) 1—(3) に示す委託内容のとおり |
| (4) 業務量の目安 | 27, 100千円(消費税及び地方消費税込み)を限度とします。 |
| (5) 履行期限 | 令和7年3月21日(金) |

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年4月26日(金)から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(更正手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (6) 企画提案書提出時点において、令和5年度奈良県建設工事等競争入札参加資格者のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門に登録があり、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の令和6年度入札参加資格申請を行っている者かつ建築士事務所に登録がある者であること
- (7) 奈良県内に本店、支店又は営業所等がある者
- (8) 過去10年以内(平成26年4月1日から令和6年3月31日)に完了した、「土地利用」を含めたまちづくりに関する基本構想作成業務の履行実績(国又は地方公共団体が発注したもの)を有すること。
- (9) この業務を行う期間中、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。また、担当技術者は、次に掲げる⑤の資格を有する者を1名以上配置すること。(各技術者の兼任は不可)

- ① 技術士(総合技術監理部門(建設))の「都市及び地方計画」
- ② 技術士(建設部門)の「都市及び地方計画」
- ③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者の「都市計画及び地方計画」
- ④ シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の「都市計画及び地方計画」
- ⑤ 一級建築士

また、配置される技術者は直接的な雇用関係(代表者可)にある者とし、そのうち管理

技術者にあつては「プロポーザル参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (2) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があつたとき。
- (4) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかつたとき。
- (5) その他、不正な行為があつたとき。

4. 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課

TEL：0742-27-8946

- (2) 実施要項及び三宅町県有地活用基本構想等作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の交付方法並びに貸与資料の閲覧方法等

① 実施要項及び仕様書の交付方法

令和6年4月26日（金）から令和6年5月29日（水）正午までの間に、（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課」から入手するものとします。

担当部局から入手の場合は上記期間のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とします。

② 貸与資料の閲覧方法

（1）の担当部局において令和6年4月26日（金）から令和6年5月29日（水）正午までの間に閲覧できるものとします。

- (3) 参加資格確認申請書、企画提案書の提出等
実施要項に示すところによります。
- (4) 受託事業者の選定
実施要項に示すところによります。

5. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (3) その他については実施要項及び仕様書に示すところによります。

6. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注してください。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支

- 払を行うこと。
- イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定の届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。